

結の際、産業投資特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

6 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に、「特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律(昭和二十八年法律第号)附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」を加える。

第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を削る。

理由

特定物資輸入臨時措置法の失効に伴い、特定物資納付金処理特別会計法を昭和三十七年度限り廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの」を「一般会計からの歳入への」に改める。

第三条中「資金への繰入金」を「資金及び歳入への繰入金」に改め、「並

びに附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの繰入金」を削る。

第三条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条中「資金からの繰入金(資金への繰入金を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

附則

この法律は公布の日から施行し、第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算から、その他の改正規定は昭和三十八年度の予算から適用する。

理由

一般会計から、予算の定めるところにより、産業投資特別会計の資金及び歳入に繰入金をするため所要の改正を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

(外貨地方債証券についての政府の保証)

第一条 政府は、当分の間、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、東京港湾区域における土地の造成及びこれに付帯する道路、水道その他の施設の整備に關する事業に必要な経費の財源に充てるため発行される地方債証券で外国通貨で支払わなければならないものに係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができ。

2 政府は、前項の規定によるほか、同項に規定する地方債証券を失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができ。

第二条 前条の規定により発行される地方債証券の利子及びその償還により受けるべき差益(以下この項において「利子等」という。)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する地方債証券の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

東京港湾区域における土地造成事業等に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等の非課税の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の施行に伴う所得税法の特例に關する法律案

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の施行に伴う所得税法の特例に關する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に對する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第六項の規定に該當する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。以下同じ)で条

約第三条(b)に規定するオーストリアの居住者であるものが支払を受ける条約第九条第一項ただし書の規定に該當する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第四条に規定する恒久的施設(以下「恒久的施設」という。)に附せられるものを除く。)に對する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。ただし、当該配当に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(利子、使用料等に對する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条 所得税法第一条第二項の規定に該當する個人又は同条第六項の規定に該當する法人で条約第三条(b)に規定するオーストリアの居住者であるもの(以下「オーストリアの居住者」という。)が支払を受ける条約第十条第一項に規定する利子、条約第十一条第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する収益で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に附せられるものを除く。)に對する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。ただし、これらの所得に對し所得税を

課せず、又はこれらの所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子、使用料等)に対する申告納税に係る所得税等の軽減)
第四条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するオーストリアの居住者が条約第九條第一項に規定する配当でこれらの法律の施行地にその源泉があるもの(その者のこれらの法律の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く)に係る所得を有する場合には、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の二十(第二条に規定する配当については、百分の十)に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する者が前条に規定する利子、使用料又は収益(以下「利子等」といふ)に係る所得を有する場合には、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の二十(第二条に規定する配当については、百分の十)に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

た年又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

4 第二項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年又は事業年度分につき、同項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

第五条 前三条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第十七條第一項及び第十八條第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条に規定する利子、使用料若しくは収益については、第二条及び第三条中所得税法第四十一條第一項及び第二項の規

定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、使用料若しくは収益でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日(同条第一項又は第二項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

理由

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約を実施するため、オーストリアの居住者が支払を受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオーストリア共和国及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国政府とオーストリア共和国及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオーストリア共和国及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約(以下「条約」といふ)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)
第二条 所得税法第一条第二項の規定に該當する個人又は同条第六項の規定に該當する法人で条約第二条第一項(f)又は(e)に規定する連合王国の居住者又は連合王国の法人(条約第二十二條第一項の規定により条約が適用されている地域に係る条約第二条第一項(f)又は(e)に規定する連合王国の居住者又は連合王国の法人に相當するものを含む)であるもの(以下「連合王国の居住者等」といふ)が支払を受ける条約第六条第一項(b)本文に規定する配当(その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(i)に規定する恒久的施設(以下「恒久的施設」といふ)に歸せられるものその他条約第六条第一項(b)の規定の適用を受けなければならないものを除く)に対する同法第十七條第一項、第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第

六条第一項(b)ただし書の規定に該當するものに対する同法第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当に対する所得税額については、百分の十)に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(利子、使用料等)に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)
第三条 連合王国の居住者等が支払を受ける条約第七條第一項に規定する利子(所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該當するものを除く)、条約第八條第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する金額で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に歸せられるものその他条約第七條第一項並びに第八條第一項及び第三項の規定の適用を受けなければならないものを除く)に対する同法第十七條第一項、第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する所得に対し所得税を課せず、又は当該所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十

に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子、使用料等)に対する申告納税に係る所得税等の軽減)

第四号 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する連合王国の居住者等が第二号第一項に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当については、百分の十)に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する者が前条第一項に規定する利子、使用料若しくは金額(以下「利子等」といふ。)又は条約第七条第一項に規定する利子で所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するもの(その者の同法又は法人税法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものその他条約第七条第一項の規定の適用を受けないものを除く。以下「源泉徴収を受けない利子」といふ。)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子等及び源泉徴収を受けない利子の合計金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 連合王国の居住者等(第一項に規定する者を除く。)が源泉徴収を受けない利子に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子の金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

4 第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

5 第二項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

6 第四項の規定は、第三項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額の計算について準用する。

(実施規定)

第五号 前三条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第十七号第一項及び第十八号第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二号第一項に規定する配当又は第三号第一項に規定する利子、使用料若しくは金額について、第二条及び第三条中所得税法第四十一号第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当

又は利子、使用料若しくは金額でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日(同条第一項から第三項までに規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

理由

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約を実施するため、連合王国の居住者等が支払を受ける配当、利

子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めの件

日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めの件

次の財産を処分することについて、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めの件

一、日本専売公社小名浜工場用財産
(一) 所在地 福島県磐城市字渚一
処分する財産の区分、種別、数量及び台帳価額等

区分	種別	数量	台帳価額	減価償却引当金	正味価額
土地	敷地	一〇、〇〇坪	五、三三、三〇〇円		五、三三、三〇〇円
	事務所建	一五、七坪	六、二四九、五〇〇円	一、五三、三三〇円	四、七一六、一七〇円
建築物	工場建	八、七坪	一三、〇八二、八六〇円	一、八二四、八三〇円	一一、二五八、〇三〇円
	倉庫建	〇、〇坪	一〇、一七、九六〇円	三、三六八、五五〇円	七、八〇九、四一〇円
	雑屋建	六、五坪	三三、六八三、三三〇円	四、五三三、七九〇円	二九、一五九、五四〇円
	小計	二、二坪	一七、一、九六〇円	三、五九六、三九〇円	一四、六二三、一七〇円
構築物			三、五三〇、〇〇〇円	六、六三三、五五〇円	一四、九六六、六三〇円
			三、五三〇、〇〇〇円	一七、〇七、四三〇円	一八、〇七四、〇三〇円
装置			三、五三〇、〇〇〇円	一七、〇七、四三〇円	一八、〇七四、〇三〇円
	計		五、三三、三〇〇円	三〇、〇四〇、五五〇円	三三、〇八三、八五〇円

(注) 台帳価額、減価償却引当金、正味価額は昭和三十一年三月三十一日現在。

日本専売公社小名浜工場の廃止に伴い不用となる同工場用財産を処分する必要があり、これが、この議決案を提出する理由である。

○毛利委員長代理 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官原田憲君。
○原田政府委員 提案に先だちまして、豪雪地帯の皆様方にご覧舞

いを申し上げます。

ただいま議題となりました国立病院特別会計法の一部を改正する法律案、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案及び日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

ただいま御審議をお願いいたしております昭和三十八年度予算におきましては、国立病院施設の整備費の財源に充てるため、国立病院特別会計は、資金運用部から十億円を借り入れることを予定いたしております。

整備の状況は、必ずしも十分とは言いがたいのであります。従いまして、国立病院の施設費の財源を拡充するため、一般会計からの繰り入れのほか、この会計の負担における借入金の方途を開き、もって、近代的能率的施設の整備をさらに促進することとしたのであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、この特別会計におきましては、国立病院の施設費を支弁するため、この会計の負担において借入金を行うことができることとしたことと、その限度額につきましては、予算をもつて国会の議決を経なければならないこととしたのであります。また、これに伴いまして、この特別会計法の歳入及び歳出の規定等につきまして、所要の改正を行なうこととしたのであります。

次に、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案につきまして御説明申し上げます。

特定物資納付金処理特別会計は、特定物資輸入臨時措置法の規定による特定物資の輸入業者からの納付金をもって産業投資特別会計の投資財源に充てるための同特別会計への繰り入れに関する経理を明らかにするため、昭和三十一年に設けられ、その後現在までこの経理を行なってきたのであります。

特定物資輸入臨時措置法は、同法附則第二項の規定により昨年六月四日限りをもって失効いたしましたのであります。が、なお同項ただし書きの規定によりまして、その目前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、その日以後もなお効力を有することとされてきたのであります。

これらに関する特定物資納付金処理特別会計における整理も終了するに至りませんでしたので、同会計を本年度限りで廃止するとともに、同会計に属する現金は産業投資特別会計に、現金以外の資産及び負債は一般会計にそれぞれ帰属させる等の措置を講じようとするものであります。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、今国会におきまして、昭和三十七年度一般会計補正予算第二号を提出し、御審議を願っておりますが、同補正予算におきましては、産業投資特別会計の投資の確保をはかるため、一般会計から産業投資特別会計の資金への繰り入れ三百五十億円を計上いたしております。また、今国会に提案いたしております昭和三十八年度予算におきましては、一般会計から産業投資特別会計の歳入に四百九十七億円の繰入金を予定いたしております。

この法律案は、これらの予算措置に伴い、一般会計から産業投資特別会計の資金及び歳入に繰り入れを行なうことができるものとし、これに伴う所要の措置を講じようとするものであります。なお、従来は、御承知の通り、産業投資特別会計の資金及び歳入への繰入金については、そのつど、産業投資特別会計法の附則におきまして所要の措置を講じておりましたが、今後は、予算の定むるところにより、所要の繰り入れを行なうことができることとしたのであります。

なお、昭和三十八年度の産業投資特別会計の投資計画額は八百三十七億円

であります。そのうち、二百三億円は外貨債の発行を財源とする日本開発銀行及び日本道路公団に対する貸付金であり、その残額六百三十四億円は、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行、日本住宅公団等に対する出資を行なうものであります。この出資財源といたしましては、同会計の自己資金等四十四億円のほか、前に申し述べました一般会計からの繰入金四百九十七億円及び資金からの受入金九十三億円を充てることとしたのであります。

次に、東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案につきまして、御説明申し上げます。

昭和三十六年度から始まりました東京港整備及び埋立地造成事業十九年計画の一環といたしまして、東京港湾区域における土地造成及びこれに附帯する事業に必要な経費の財源に充てるために、外貨地方債証券の発行が計画されております。

この法律案は、本証券の発行を円滑にするため、政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、予算の定める限度内で、保証契約をすることができるといたしております。

また、本証券の消化を円滑にするため、その利子及び償還差益に対する租税その他の公課につきましては、従来例にならぬ、非課税措置を講ずることとしたのであります。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴

う所得税法の特例等に関する法律案及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について御説明いたします。

政府は、今回オーストリア共和国及び連合王国との間に所得に対する租税、すなわち所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約に署名し、その締結の御承認方につき別途御審議を願っているものであります。これらの条約に規定されている事項のうちには、特に法律の規定を要するものがありますので、これにつき所要の立法措置を講ずるため、ここにこの二法律案を提出することとした次第であります。

この二法律案は、配当、利子、工業所有権の使用料等に対する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかる所得税及び法人税の軽減をはかることを規定するものであります。

わが国の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外国法人の取得する配当、利子、使用料等の所得に対しては、二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが国に支店等を有して事業を行なっている場合には、その支店等に帰属する他の所得と総合計算の上、課税することとなっております。これに対して、今回の条約におきましては、オーストリア共和国及び連合王国の居住者または法人が取得するこれらの所得に対する税率は、特定の子会社以外の法人からの配当については二〇%または一五%、その他

の配当並びに利子及び使用料等については一〇%をこえてはならないこととされておりますので、条約の規定に従い、源泉徴収所得税の税率をそれぞれ一五%及び一〇%と定めることとし、さらにはこれらの所得に対する申告納税にかかるとる所得または法人税の税負担がそれぞれ二〇%または一五%及び一〇%をこえないよう一定の軽減措置を設けるとともに、これらの所得に対する税額を算定するための計算規定を設けているのであります。

最後に、日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めの件につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

日本専売公社小名浜工場は昭和二十七年海水直煮加圧式製塩工場のモデル・プラントとして設立され、その後塩業整備に伴い各種塩の製造試験工場として運営されて参つたものであります。その設立の本来の目的である海水直煮加圧製塩方式のパイロット・プラントとしての使命はすでに達成され、また今後塩の製造試験工場として運営を続けていくことにも問題があらざるので、この際同工場を廃止することが適当であると考えられるに至つた次第であります。

ところで廃止後の同工場用財産につきましては、公社の他部門への転用が困難でありますので、公社においてはこれを処分したいと考えておりますが、このためには日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき国会の議決を経る必要があります。

以上がこれらの法律案等を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御

賛成下さいますようお願い申し上げます。(拍手)

○毛利委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。各件に対する質疑は次会に譲りま

す。
○毛利委員長代理 次に、国有財産に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。堀君。
○堀委員 最初にちょっと法制局の方

に、法律の解釈についてお伺いいたします。
国有財産法第十八条に処分等の制限という項がありまして、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、充り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。」というふうに書かれておりますけれども、この中の、「その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合」というこの表現が、どうも非常に何かすらつとわかりにくいようです。一つこの解釈をお聞きいたします。

○山内(一夫)政府委員 今先生おっしゃつたところをどう説明するかという点、私もどう説明したらいいか、すぐわからないし、具体的に御質問があれば、それにお答えできるかと思ひますが、要するにこの精神というのは、行政財産というのは一定の公共の目的に用いられておりますから、それを妨げるような法律関係ができると、当該の財産が本来の目的に使用できなくなる、それを防ごう、こういう考え方で

できていることは堀先生も御承知だと思ひます。従ひまして、その具体的な行政財産がどういふ行政目的に提供されているかとの関連において、具体的に判断すべき問題のように心得ております。

○白石政府委員 私からちょっと御説明申し上げます。
行政財産は、本来行政の目的に使われておるわけでありまして、従ひまして、およそその用途は行政の目的にさづけらるべきものであると考えられます。しかしながら、行政の目的には使用いたしませうけれども、その間にその用途が若干あくという場合もあり得るわけでありまして。たとえば、学校の校舎で考えてみますと、これは学校の教育の用途に使用されておるわけでありまして、日曜日は学校は休んでおるわけでありまして。そういう場合は、その日曜日におきましては、たゞし、その用途でありまして、従ひまして、その場合、たとえば講演の用に使用したい、こういうような需要がありましたら、その場合に、これをその用途に使用させるといふことにつきましては、これも行政財産の用途に支障がないわけでございます。そういう意味におきまして、行政財産は本来その行政の用途に使用すべきものでありますけれども、用途または目的を妨げない限度において使用または収益をさせるというこはいいのだということが、この十八條の趣旨でございます。

は、大蔵大臣にこれを引き継がなければならぬ。但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。このういふふうになっております。そこで、「行政財産の用途を廃止した場合」という言葉がここに一つありますけれども、今のよう行政財産というものは本来一つの行政の目的のために設定されておるものから、そういう用途を廃止するということについては、あとの方、大蔵大臣に国有財産の管理、処分について総括するということになつておりますから、行政財産の用途廃止に関するルールというが、基準というかがなければ、各省庁の長が恣意的に行政財産の用途を廃止することができることになるのです。そこで、その用途を廃止することができるとあるの基準またはルールといふものがあるのかないのか。もしあるとすれば、これは私はそれを総括する大蔵省の側にあるのだらうと思ひますけれども、お答えをいただきたい。

○白石政府委員 行政財産は各省各庁の長がこれを管理いたしておりまして、行政の目的に供しておること御承知の通りであります。従ひまして、その行政の目的、使用の状態から見まして、その行政財産がどのような状態にあり、またどのような効果を發揮しておるかといふことは、これを管理している各省各庁の長が最もよくこれを掌握いたしておるわけでありまして。行政のいろいろな状況の変化に應じまして、もうその用途に必要がない、こういうような状態が生じた場合におきましては、やはり第一次的にかかる

各省各庁の長の判断のもとにおきまして、この用途を廃止するといふ決定を下すことが最も妥当であらうと考へるわけでありまして、かつまた事実上、そのように行政は行なわれておるわけでありまして。しかしながら、同時に大蔵省といつたしましては、各省各庁の長が管理いたしておりまして、各省各庁の長をさらに総括大臣という立場から総括をいたしておりするので、はたしてその行政の目的上効率的に使用されておるかどうかという点も、またこれを考慮し検討をする必要があらうかと思ひます。かような意味におきまして、最近のように土地その他の財産が非常に重要になつて参りました。各種の需要があるという状態のもとにおきましては、各省各庁の長の管理いたしておりする行政財産につきましても、これを最も効率的に使用せられるよう私どももいたしまして検討いたしました。もし不要と考へられたいやうなものがあつた場合には、これは過剰の財産ではないかといふようなことを検討いたしまして、それぞれ必要な協議をいたしまして、場合によりまして、こちらからその引き継ぎを勧告するといふような措置も行なつておるわけでございます。先ほどルールその他という御質問でございますが、これはやはや個別々別に検討せらるべき問題だと思ひますので、個別的な検討の上、立つて各省各庁と相談の上、それぞれ適正に管理をいたし、総括をいたすといふうに努力いたしておる次第でございます。

○堀委員 ただいまの答弁ですと、各省庁で行政財産を廃止をする場合に

いて御批判を仰ぐ、かようなことに相ならうかと考ふる次第でございます。たとえ学校の敷地に一定の土地が提供せられておるといふ例があるわけでございます。私も、国有財産の監査におきまして、相当広大な敷地が学校用に供せられておりますので、場合によりましては、その一部をさいて一般住宅用地等に提供した方が非常に合理的ではなからうかというよりな判断を下す場合もあるわけでございます。しかしながら、一体その学校敷地としてはたしてどれだけが適当であるか、一定の人数に応じて一定の坪数を出すというよりなことも一応考へられるわけでございますけれども、しかしなおいろいろの条件を考へますれば、運動場等におきましては相当余裕があった方が教育上妥当であるというよりな判断もなされ得るわけでございますので、やはりこれは一般的原則論と申しますよりも、あらゆる条件を考慮した上におきまして、個別的に、具体的に判断し、それによつて御批判を請う、こゝういふ問題ではなからうかというよりな考へておる次第でございます。

○堀委員 いや、私が何っているのはこゝういふことなんです。要するに、普通財産については国有財産地方審議会というものがあつて、払い下げ、管理、処分等については財務局長の専断にまかせられていないと思ふのです。やはりそこでは一応その処分等については地方審議会の意見を聞いて、民主的な処理ができる、要するにチェックをする場所があるわけなんです。ところが特別会計その他の部分については、この国有財産法では、要するに行政用途の廃止をその長が行なへば、これはその

省庁の中における普通財産の管理になつて、そゝういふ地方審議会等の議を経ずしてストレートに払い下げたりいゝろいゝろすることができるようになつてゐるんじゃないかと私は思ふので、その点特別会計の方の林野庁長官が見えておりますから、林野庁の例について、一般的な例として、林野庁の場合にはおそろく用途の廃止を林野庁長官がきめる。そゝうするとその限りにおいて普通財産になる。その普通財産になつたものは今度はやはり林野庁長官の権限においてこれを処分する。こゝういふことになつていて、その間に、大蔵省の所管する国有財産のように、地方審議会にかけてその意見を聞いて処分するといふふうになつていゝない。

そこで私が申し上げておることは、国有財産の管理、処分の問題については、普通財産といふもの概念においては、大蔵省のような、地方審議会があつてこゝで処理するやり方が正しいと思ふけれども、特別会計その他のストレートにいゝくものについてはそれがないといふならば、これは總括する大蔵省の立場としては、各省庁に対して、そのよゝうな式の払い下げ、処分、交換その他の処分に関するよゝうな場合には、各省庁も、おおむねやはりその地方における今の国有財産地方審議会のようなものを設けて、それが効率的であるか、その処分が適当であるかどゝうかといふことを、単にその省庁の専断にゆだねない方が、現在の民主的な国家のあり方としては当然ではないか。それは普通財産一般にあつては、今は各省庁が行政財産の用途を廃止すると、自動的にこれは普通財産になる

からいゝのですが、特別会計に所屬するものだけはストレートにいゝくといふことは、制度上の問題として私はいかゝるか、こゝういふ気持があるものだからこの論議を提出しておるわけですが、林野庁の例をとつて、一つ特別会計における行政財産の用途を廃止した場合における具体的な処理をちよつと伺ひたいのです。

○吉村政府委員 用途廃止をする場合の基準でございますが、これは先刻来御説明のあつた通りでございますが、国有林野の場合には、国有林野管理規程の第二十条におきましてその基準を示しております。どゝういふ場合かと申し上げますと、境界整備を必要とする場合でありますとか、民有地、道路、河川によつて区切られて存在する面積が三十町歩以内である場合であります。それから土地改良事業を施行する地域として定められた場合でありますとか、公共用、公用または公益事業の用に供することを適当とする場合、それから他の土地と交換することを適当とする場合、以上のほか、その林野が現に林木の育成の用に供されておらず、將來もその用に供することを必要としなゝいよゝうな場合、こゝういふよゝうな場合には普通財産に編入をいたしました、これをそれぞれ適当に処理をいたす、こゝういふことになつておる次第でございます。

○堀委員 特別会計はやはり特殊の目的を持つておりますから、今のお話はいゝろいゝろ詳しくはわからなかつたのですが、基準があるといふことは、私は、やはり大蔵省の場合には非常にペラエティがないでしよゝうが、林野庁の場合にはあるだろゝうと思ひます。そこで、今の

お話の中では、他の土地と交換をした方が有利だといふ問題ですが、それから、その林木を育成することが無理になつた場合といふことが含まれてきておると思ひますけれども、それでは、その問題に關してちよつとお伺ひをしたいのは、そゝういふよゝうな国有財産払い下げの基準と、保安林等との關係の問題です。片面において、そゝういふ地域における林野が保安林の指定を受けておる。この面をいゝくと、行政財産の用途を廃止する部分に入るといふ場合は、いゝずれが優先することになるか、ちよつと伺ひます。

○吉村政府委員 お断わりをするのを落として恐縮を申し上げました。が、もちろん、御指摘のように、国土の保全または国有林野の経営上支障がある場合は、こゝういふことはいたしません。こゝういふことになつておるものを、これを落としました。

○堀委員 それでは、今の問題のあり方として、少し私の方で具体的な問題をお話を伺ひたいわけでありまして、実はすでに林野庁でも、御存じだろゝうと思ひますけれども、兵庫県の西宮市の裏側に、現在林野庁で所管をされておりますところの国有林がございます。今度神戸の方にも、裏山に同様な国有林がございます。そしてこれらの国有林は、おおむねみな保安林として指定をされておるよゝうであります。ただ、この西宮の裏山の方には、いま甲山だけは、航行目標保安林といふことで、その他の北山、観谷、鷹取山、この三つは土砂流出防備保安林、こゝういふよゝうに、保安林としての性格が別途になつておるよゝうであります。そこで、今問題になつておるよゝう

の甲山といふのは、航行目標の保安林といふことになつて、土砂流出防備の保安林になつていないわけですが、これは現実には、この地域を調べてみますと、やはりこの甲山も、土砂流出防備保安林としての必要のある地帯だといふよゝうに、われわれは地元におりまして感じておるわけでありまして、こゝで、具体的な問題で伺ひたいのは、この甲山について、何か民間との交換の問題が出ておるよゝうにちよつと伺ひたい。林野庁長官から伺ひたいと思ひます。

○吉村政府委員 甲山の問題でございますが、これは先ほど先生のお言葉の通り、阪神間の西宮市の郊外にございまして、航行目標林になつておるわけでございます。これはかなり古いところからの指定でございまして、現在といひましたし、航行目標林といふのは、はたしてどの程度意義があるかといふことには問題があるかと存じます。それから、先生の御指摘のように、土砂流出防備保安林として当然指定すべきでないかといふよゝうな御意見につきましても、これは私も慎重に検討をしなければならぬ問題だと存じております。

次に、交換の問題でございますが、御指摘のように、昨年民間から、あの甲山国有林の一部と他の民有林とを交換してもらひたいといふよゝうな申し出がございまして、その民有林の方を、ただいま菅林局が調査をいたしておるところでございます。

○堀委員 そこで、今調査をされておるよゝうであります。実は西宮市においてこのことを聞きましたものでは

ら、市の議会に甲山の国有林対策委員
会というのできて、市会議長その他
の人たちが大阪営林局にお伺いをした
ところが、これは十二月二十四日のよ
りでありましたけれども、営林局長か
ら、林野経営の立場から、甲山国有林
との交換対象として二千ヘクタールの
奥山が必要である、大阪営林局として
は、年度内にこの交換を処理したい、
それについては地方自治体において
も、大阪営林局管内における府県の中
で、二千ヘクタールの土地を出しても
らえば、それと西宮市のもので交換を
してもよろしい、しかしそれでなけれ
ば、大体既定方針通り年度内にこの処
分をしたい、ということが一点と、こ
れはその人たちが申しておるのです
が、その処分の権限は、大阪営林局に
あるというふうな発言があったとい
うことであります。そこで、その前段の
方はどういふことなのかよくわかりま
せんが、後段の方は、どうも私はこの
法律によれば、第八条では、「前項但書
の普通財産については、第六条の規定
にかかわらず、当該財産を所管する各
省各庁の長が、これを管理し、又は処
分するものとする」とありますから、
これは法律の建前からすると、林野庁
長官にこの処分の権限があるので、大
阪営林局長などにはないと思つてす
が、その間の事情と、両方承りたい。

○吉村政府委員 それでは、まず第一
点の問題でございますが、これは、私
のところへも西宮市から陳情がござい
ました。これを確かめてみましたこと
ろが、営林局長といたしましては、こ
の事業と申しますか、措置は、年度内
というか、三十七年度の予定に入つて
いるという説明をいたしまして、ある

いは誤解があったかも知れませんが、
決してさよならなことを無理すること
は考えておられない、これは確認をいた
しました。それから、交換につきま
す権限でございますが、これは営林局長
ではございません。

○堀委員 そこで、これは主計局か
らお見えになっておりますから、主
計局の方にお伺いをいたしますけれど
も、ここで、私が最初からちよつと触
れております、効率の問題が出てくる
と思ひます。私も、国の財産とい
うものが持つておる効率という中に
は、林野庁所管の行政財産について
は、やはりそこへ植樹をして、これを
大きくして、これを伐採をして、それ
で処分をするというところによつて
収入にしたいという一つの問題が、こ
れは林野庁が国有林を持つておる目的
の一つでありましようから、私はある
一つの、さつきお話になつた林木の育
成に、当面適当でないという一つの判
断があるならば、その林野庁固有の目
的の範囲において、なるほど二千ヘク
ターの土地とその部分を交換して、
その二千ヘクタールの土地に植樹をす
ることが、林野庁の本来の目的であ
りますから、それが行なわれることは、
これは私は当然だと思ひます。そのい
う効率の問題がここに一つあります。
もう一つは、皆さんの御記憶が新た
だと思ひますが、昭和十三年に関西水
害というものがあつて、時間的な集
中豪雨のために、阪神間は、裏山の六
甲山及び六甲山系が崩壊をいたしました
と、芦屋及び神戸付近においては、約
四メートルの土砂が市街を埋め尽くす
という非常な惨事があつたわけござ
います。その後も何回かの集中豪雨の

ために、河川が非常に埋没をいたしま
して、この地帯は、裏側の六甲山系と
いふものの植林がきわめて不十分であ
るために、おまけに土質が非常に崩壊
しやすい格好のために、非常に危険な
状態にさらされておる。そこで実はこ
こに土砂流出防備のための保安林とい
うものが国有財産の中にもつくられて
おりますし、現在は六甲を縁にする会
というふうなものが設けられて、これ
は一般の民間人がわずかの金をみな集
めまして、この裏山に植樹をすること
によつてこのような災害を防ごうとい
う努力が、民間においても積極的にな
れておるといふのが現状なのでありま
す。そこで私は、そういう場合の災害
に対する国としての裏山地帯における
十分の一第一植樹の目的、木を大き
くして、それを販売するという目的だ
けではなくて、私は国有財産の中に
は、裏山の保安林が、そういう土砂流
出のための保安林として指定されてお
るように、当然やはり災害を防止する
というところの中における効率の問題と
いふものもあると思ひわけです。そこ
で主計局としては、こういう場合に
は、一体そういう問題を金額で判断を
するの、あるいはそういう全体的
な、総合的な判断をいふか、その
いふものを基準にして判断をするの
か――まあ私がこの問題を取り上げて
論議をしたいという感じをいたしました
のは、なるほど林野庁あるいは営林
局としては、自分のそういう業績は上
げなければならぬという一つの目的が
あると思ひますし、その目的との関係
では今のような方向の問題が出てきま
すことは当然であります、しかし国

政全体の立場から見ると、最近の
そういう非常に人口稠密地帯における
災害の問題というものは、これはなか
なか簡単ではないわけでありまして、か
ら、その点について主計局側はどうい
う判断をするのか、ちよつとお伺いし
たい。

○高柳説明員 ただいまお話のありま
した個別のケースにつきましては、た
だいま初めて伺つたわけで、お答えし
かねるところがございまして、一般的
に主計局として、国有林事業特別会
計の予算に關与いたしておる立場から
申し上げますと、現在国有林野に課せ
られておるいろいろな使命があるとい
うことは、ただいまお話の通りござい
ますが、現在の林野事業会計の状況か
ら判断いたしますと、特に積極的に土
地を売り払つて、その収益を確保し
て、その財源をもつて他の林道の造成
とか、または造林事業の財源に充てる
というほどの窮乏した会計にはなつて
いないといふことをお答えできると思
ひます。従ひまして、現在事業会計と
いたしては非常に消極的な立場をとつ
ております。しかもその場合でもなお
かつ、国有林と密接な関係があります
ところの地元の農家または林業者等の
直接の連関のあるものに限るとか、ま
たは現在やつておられます自作農の創設
特別会計を通じて、自作農維持とい
う一つの目的にしばつて林野を開放す
る、こういうふうな非常に限定的な運
営をいたしておられます。ただ三十八年
度の予算の編成にあたりまして、一部
からもいろいろ、国土の開発利用とい
う声もだいたい起きておられます。国有林
野の中にもそういう要請にこたえる必

要がありはしないか、こういう声がご
ざいます。しかし主計局といたしまし
ては、この問題はただいまお話のあり
ましたような種々な観点から、よほど
慎重に検討を加えた上で、しかも一つ
の方針を持つて処理しないといふいろ
の弊害が起りやすいといふことで、
三十八年度の予算には積極的にさうい
う林野の開放という施策はとらずに、
林野庁においてさらに検討を要望いた
したといふいきさつがございまして、
○堀委員 大体主計局のお考えはわか
りました。今のお考えを要約すれば、
主たる林野庁の目的の方向に沿つた中
での処理の問題はあるけれども、今
の、私の申し上げましたような国土開
発といひましても、それが、たとえは
道路をつけなければならぬとか、港
灣を処理しなければならぬとか、その
目的が本来的に公共の用に供せられ
て、そのことによつて多数のその地域
の者が潤ふという場合は、私はまたそ
れは別途の段階としての問題はあろう
かと思つて、少なくとも一般の民間の
社が営利の目的をもつてその土地を使
用したいといふ場合に、それが都市の
近くにあるために非常に高価に売れる
から、その高価に売れた金をもつて他
の民間林を買ひ上げて国有林にする
というふうな処理は、今当面考えてい
ないといふふうなお話でありました。私
はさういふことには、この際さうい
ふことをつけたいと思つておられる
と思つておられます。特にさつき行政
の用途を廃止する場合には、その前段
に国土の保全ということがあつたわ
れおるといふことは、林野庁の長官が
お話しになりましたが、私も当然だと思

が進むと思つて私も喜んでおつたわけです。去年の春さらに県から代表者が参りまして、私も秘書をつけてやつて防衛庁に督促に行つたわけです。航空幕僚本部の監理部の監理課長というのに会つたそりでありましたが、歸つてきた話によると、その監理課長が非常に憤慨をして、民間の者が何で差し出口をきくんだ、要るのか要らぬかはこつちの判断一つである、とんでもないことを言うな、と剣もほろろのあいさつで歸つてきて、私もあきれ返つて、その後防衛庁の長官のところへは、どうもけしからぬ話だと言つてはございますが、実はそのままになつてゐるわけです。静岡の財務部でも調べてもらったのですが、財務部長の話では、なるほど使つてないし、ほとんど不用な施設になつてゐるというところは確認してゐるわけですが、財務部の方では、不用なものであるからといって無理やりに払い下げろということはない、どうもできない、やはり行政財産の用途廃止ですか、これをまず浜松の航空自衛隊が認めなければいけないので、そちらの方でうまく話してくれということで、話が堂々めづりになつてしまつておる。私は前後を通じていきさつを——さつき申し上げた通り、再買取のときから、中へ入つてゐるといふとおかしいのですが、私は農民を納得さした。しかし、農民を納得さして浜松の航空自衛隊の射撃場にしてみたところがさつぱり使われない。使えないような状況になつたこともあるのですが、一つは、距離も相当離れておりますし、実際使つていないといふことで、今申し上げたように現に獵友会が借りておる。そういうものは当然不用なもので

あるから用途廃止をしてしかるべきものだとは簡単に考へておつたのですが、実際にぶつかつてみると、防衛庁としてはそういう財産が減るといふことは非常に困るんだと言ふ。何でもかんでも持つてなければ困るんだ。これはどういふわけだか私には理解に苦しむのですが、全くどうも不合理な感じが深いわけです。何だか話のいきさつからしますと、やはり昔の軍のような感じが強くて、軍のことには民間が介入するなというより高飛車に出るような態度が、しかも防衛庁の課長である人間が私どもの秘書の前でそういうことを言うといふようなことは、私としてはがまんできないので、一体これはどうなつてゐるのか、一つ調べてほしいと思つてゐる。そういうことをやるようでは、私と党として言うのはまことに心苦しいですけれども、自衛隊全体のいろいろなわき、予算を乱費してゐるというやうなうわきも聞くのです。年度末になると予算を使つてしまつたために温泉へ演習に行くといふやうな話も聞いておりますので、そういう点まで全部洗つてぶちまけたくなるわけなんです。従つて、私は決してはつたりで申し上げてゐるわけではないが、明らかに不用なものを、行政財産だからといつて、わがもののであるといふていつまでも持つてゐるよりも、むしろ効率的に、しかもこれは県が払い下げを受けて、県の立場で効率的に使わせようといふのでありますから、最も合理的に使えば生きてくるといふやうに思ふので、このいきさつを一つ調べていただきます。できたら私に、非公式でけつこうです。はつきりメモ何かにして御回答いただきたいと思つてゐる。どういふ

わけできないのか、その理由も一つ明らかにしていただきたい。これはお願いを申し上げておきます。

○白石政府委員 たいだいま御発言の趣旨は十分承りました。さつそく調査いたしました。善処いたしたいと思つて、一般論をいたしまして、御承知のような経緯があると思つて、私どもも、最近のよりの土地の非常な利用増大にかんがみまして、行政財産の効率的な使用という見地から、実は昨年の秋ごろからこつちの調査を行なつてゐるわけでありまして、私どもの総括的な立場からいろいろ調査をいたしておりますが、各省々の管理者としての立場とやはり意見が必ずしも一致しないといふやうな例に間々ぶつかりまして、これらの調整に実は悩んでおる次第でございますが、場合によりましては、いろいろの方途を今後といつたとしても考案すべきものではなからうかといふやうに考へておる次第でございます。お申し出の件につきまして、さつそく調査をいたしまして、実情をつまびらかにし、善処いたしたいと考へる次第でございます。

○足立委員 それでけつこうなんです。私は今ちよつと申し落したのですが、そういうわけで私どもは、浜松の航空自衛隊としては全く不用な施設であるといふことで払い下げの申請を出しますと、向こうではあわてて今度は形式的に射撃を一回か二回やつたのですね。それで、防衛庁の方から調べさせたところが、いや全然使われないといふことはありませんと言ふから、私は一体何回使つたのだと言つたら、年に二回ぐらい使いましたといふ報告が正式に來てゐるのです。それから、そ

う払い下げの運動を県が起こしたといふので、今度は獵友会が毎年契約の更改をやつてゐるのです。借用の話に行つたところが、お前の方は払い下げ運動をやるよりならばもう借さぬぞと言つておどかしてゐるというやうなまことにけしからぬ行動がある。前後を通じて見ると、全くこれは不用な設備であることははつきりしてゐる。しかもそれを持つていなければならぬといふ理由がどこにあるのかといふ点で非常に憤慨しております。そういう点について一つ正確にお調べをお願いいたします。

○毛利委員長代理 次会は明二月一日午前十時より理事会、十三時三十分より委員会を開催することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

昭和三十八年二月四日印刷

昭和三十八年二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局